品川区新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付要綱

制定　令和５年　４月２８日　要綱第１３４号

改正　令和５年　８月２８日　要綱第１６４号

改正　令和５年１２月２８日　要綱第　　６号

（目的）

第１条　予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第３０条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る特例的な臨時接種に係る事務の実施に当たり、自施設にて個別接種する診療所（以下「医療機関」という。）に対して協力金を支払うことで、住民等（外国人登録を行っている者を含む。以下同じ。）へのワクチンの接種を促進することを目的とする。

（交付対象医療機関等）

第２条　本要綱に定める協力金の交付対象は、区内の以下の要件を満たす医療機関とする。

⑴　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第２項に規定する診療所であって、集合契約方式による区との委託契約を締結し、ワクチンの配分を受けて、個別接種を実施する医療機関であること。なお、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条に定める介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）、介護老人保健施設および介護医療院（以下「高齢者施設等」という。）が、施設の配置医師等（外部の医療機関を除く。）により、当該施設内の入居者・従事者等へワクチンの接種を行った場合（以下「高齢者施設等による自施設接種」という。）は、当該高齢者施設等を、個別接種を実施する「診療所」とみなす。

⑵　次に掲げる接種回数および接種体制の要件を満たすこと。なお、ワクチンの接種に際し、通常の診療を休診して実施するかは問わない。また、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。また、前項に定める高齢者施設等による自施設接種による協力金の交付申請においては、以下に規定する接種回数算定において、「自施設」を「当該施設」とし、「住民等」を「当該施設内の入居者・従事者等」として取り扱うこととする。

ア　第一期（令和５年5月1日（月）から同年７月２日（日）まで）、第二期（令和５年７月３日（月）から同年９月3日（日）まで）、第三期（令和５年９月４日（月）から同年１１月５日（日）まで）、第四期（令和５年１１月６日（月）から同年１２月３１日（日）まで）および第五期（令和６年1月1日（月）から同年3月３日（日）まで）における接種について、医療機関が、自施設において、住民等を対象として週１００回以上の接種を４週間以上行い、かつ、週１００回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも１日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。また、１週間は、月曜日から日曜日までとし、時間外、夜間または休日の定義は別表１のとおりとする。

イ　以下の(ア)から(オ)までの全ての要件を満たすこと。

(ア)　医療機関が、区の決定した方法に従い、接種の予約受付や予約管理等を行うこと。なお、ワクチンの有効利用の観点から、キャンセル発生時の対応について、厚生労働省の手引に従い、あらかじめ対応方針を定め、体制を整備すること。

(イ)　医療機関が、ワクチン、シリンジ、注射針および生理食塩水（以下「ワクチン等」という。）の必要量をワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に登録するか、ディープフリーザーが配置され、ワクチンの移送を担う施設（以下「基本接種型施設」という。）に接種予定数量を伝える等により、ワクチン等を確保すること。区または基本接種型施設と移送方法を協議の上、ワクチン等の移送または受取りを行うこと。ワクチンは、冷蔵庫等により適切に保管すること。

(ウ)　医療機関が、ワクチン接種記録システム（VRS）登録タブレット等による接種実績の登録や接種後の速やかな予診票郵送等、区への報告を適切に行うこと。

(エ)　接種に伴う副反応等の発生に備え、当該施設における初期対応や搬送先医療機関の確認等を含む危機管理体制を整備すること。

(オ)　「接種券付き予診票の写し」または診療録等を保管し、区が確認を要する場合にこれら接種実績を確認できる書類の提示もしくはその写しの提出すること。確認書類の保管期間は、接種の実施年度の終了から５年間とする。

（交付対象期間）

第３条　協力金の交付対象期間は、以下のとおりとする。

⑴　第一期

　　　令和５年５月１日（月）から同年７月２日（日）まで

⑵　第二期

　　　令和５年７月３日（月）から同年９月３日（日）まで

⑶　第三期

　　令和５年9月4日（月）から同年１１月5日（日）まで

⑷　第四期

　　令和５年１１月６日（月）から同年１２月３１日（日）まで

⑸　第五期

　　令和６年１月１日（月）から同年３月３日（日）まで

（算定要件および交付額の算定方法）

第４条　医療機関におけるワクチンの接種が、第２条第２号アに規定する期間・回数を満たす場合、週１００回以上の接種をした週における接種回数に対して別表２の協力金を交付する。

（交付手続および交付）

第５条　協力金の交付を受けようとする医療機関は、区が別に定める日までに品川区新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付申請書および実績報告書（第１号様式）を区長に提出する。

２　区は、第1項の規定に定める書類の提出があったときは、速やかに審査し協力金の交付決定を行い、品川区新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金交付決定通知書（第２号様式）により当該申請を行った者に通知する。

３　医療機関は、区が別に定める日までに交付対象期間ごとの品川区新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金請求書（第3号様式）を区長に提出する。

４　区は、前項の規定に定める書類の提出があったときは、口座振替払等により速やかに協力金を交付する。

５　医療機関は、第１項および第３項の規定に定める書類の他、審査に必要な確認書類について、区長から求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（決定の取消し）

第６条　区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、協力金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

⑴　偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。

⑵　協力金の交付決定額等に誤りがあったとき。

⑶　その他協力金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等に基づく命令に違反したとき。

（協力金の返還）

第７条　区長は、前条の規定により協力金の交付を取り消した場合であって、既に医療機関に協力金の交付を行っている場合は、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（違約金）

第８条　前条の規定により区長が協力金の返還を命じたときは、協力金の交付を受けた医療機関は、当該命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（その他）

第９条　本事業の施行に関し必要な事項は、品川区保健所保健整備担当部長が別に定める。

　　　付　則

　この要綱は、令和５年５月１日から適用する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 定義 |
| 時間外 | 当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間 |
| 夜間 | １８時以降（医療機関の診療時間に関わらない） |
| 休日 | 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日（医療機関の診療日に関わらない。） |

備考　時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外、夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど当初から接種可能な体制を取っていることを必要とする。

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| １週間当たり接種回数 | 協力金単価 |
| １００回以上 | ２,０００円／回 |